

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和6年3月22日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第8号

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例（平成12年上尾市条例第23
号）の一部を次のように改正する。

別表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項
を5の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。